

① DV被害者の一時保護の委託について

被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡すること、婦人相談所は、速やかに、一時保護の要否判断、委託の適否の決定及び当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとした。

※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

② DVを受けた被扶養者の取扱い等について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。）において、被害者の自立支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われ、医療保険上の取扱いについて、婦人相談所の証明書等により、被害者等が被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること、被害者等の医療費通知は被害者から申し出のあった送付先に送付することを示した。

※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保健課長通知）等

③ 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について

DV被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところである。しかし、配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあることから、DV被害者に係る児童手当の取扱いについて、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合に、職権により配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給するための事務処理に関する運用指針を示した。

※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成20年5月9日雇児発第0509004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）